

高速乗合バス表示ガイドライン

平成24年6月29日

一部改正 平成 年 月 日

国土交通省自動車局

目次

I. 高速乗合バス表示ガイドラインについて	3
1. 本ガイドライン策定の目的	3
2. 本ガイドラインの対象	3
(1) 対象とするサービス	3
(2) 対象とする表示	3
3. 本ガイドラインの見直し	4
II. 具体的な表示内容について	5
1. インターネット（携帯電話用のサイトを含む。）における表示	5
(1) 具体的な表示のイメージ	5
(2) 表示を必須とする事項	6
① 運行形態	6
② 運行会社	6
③ 実車距離	6
④ 所要時間（見込み）	6
⑤ 運転者	6
⑥ 任意保険・共済	7
⑦ バス停留所	7
(3) 表示を推奨する事項	7
① 運行会社に関する情報	7
② 貸切委託運行における委託者及び受託者に関する情報	7
③ 安全性向上のための自主的な取り組み	7
(4) その他	8
① インターネット対応の携帯電話用のサイトにおける情報提供	8

【暫定版】

② 利用者に対する情報提供.....	8
2. 紙媒体における広告の表示.....	9
3. 車両における表示.....	10
(1) 車外への表示.....	10
(2) 車内での表示・放送.....	10
① 車内での表示.....	10
② 車内での放送.....	11

I. 高速乗合バス表示ガイドラインについて

1. 本ガイドライン策定の目的

バス事業者及び販売サイトを含む関係者による広告等の表示を適正化し、利用者が適切な高速乗合バスを選択できる環境を整えるための指針として、「高速乗合バス表示ガイドライン」を策定する。

【用語の定義】

本ガイドラインにおける用語の定義は以下のとおり。

○高速乗合バス

道路運送法施行規則第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号口の運賃を適用するもの（※）をいう。

（※）専ら一の市町村の区域を越え、かつ、その長さが概ね50km以上の路線において、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの

○乗合バス事業者

道路運送法第4条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受け、高速乗合バスを運行する事業者

○委託者

道路運送法第35条の管理の受委託の許可を受け、一般貸切旅客自動車運送事業者へ自らが行う高速乗合バスの運行の一部を委託する乗合バス事業者

○受託者

道路運送法第35条の管理の受委託の許可を受け、乗合バス事業者が行う高速乗合バスの運行の一部を受託する一般貸切旅客自動車運送事業者

○貸切委託運行

受託者が行う高速乗合バスの運行

2. 本ガイドラインの対象

(1) 対象とするサービス

「高速乗合バス」を対象とする。

(2) 対象とする表示

以下の媒体における「高速乗合バス」の販売における広告の表示を対象

【暫定版】

とする。

- ①インターネット（携帯電話用のサイトを含む。）における広告の表示
- ②紙媒体における広告の表示
- ③車両における表示

3. 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の関連規制の見直しやインターネット等における表示の状況、関係者・利用者の意見等を踏まえ、随時改訂を行うものとする。

II. 具体的な表示内容について

1. インターネット（携帯電話用のサイトを含む。）における表示

(1) 具体的な表示のイメージ

検索結果

15件中1～3件表示

――号〇〇〇便【[高速乗合バス\(路線バス\)](#)】

昼行便
実車距離: 〇〇〇km

運転者	任意保険・共済
交替なし	対人賠償無制限

※国が定める特別な安全措置を講じています。

○運行時刻 所要時間(見込み): *時間**分

〇/〇(金) **〇/〇(金)**

東京駅 新宿駅 **→** 京都駅 梅田駅

*** *** *** ***

【運行会社】
[\(株\)〇〇バス](#)

【推奨】(P. 7)
運行会社のホームページへのリンク

【運賃】
大人〇〇〇〇円
小人〇〇〇〇円

【必須】(P. 6, 7)
講じている具体的な安全措置の内容を表示するページへのリンク

【必須】(P. 7)
バス停留所の住所・地図等を表示するページへのリンク

空席照会へ

――号〇〇〇便【[高速乗合バス\(路線バス\)](#)】

夜行便
実車距離: 〇〇〇km

運転者	任意保険・共済
途中交替	対人賠償無制限

○運行時刻 所要時間(見込み): *時間**分

〇/〇(土) **〇/〇(日)**

東京駅 新宿駅 **→** 大津駅 京都駅

*** *** *** ***

【運行会社】
[\(株\)〇〇バス](#)

【推奨】(P. 7)
運行会社のホームページへのリンク

【運賃】
大人〇〇〇〇円
小人〇〇〇〇円

【必須】(P. 7)
バス停留所の住所・地図等を表示するページへのリンク

空席照会へ

――号〇〇〇便【[高速乗合バス\(路線バス\)](#)】

※貸切委託運行

昼行便
実車距離: 〇〇〇km

運転者	任意保険・共済
交替なし	対人賠償無制限

○運行時刻 所要時間(見込み): *時間**分

〇/〇(土) **〇/〇(土)**

東京駅 新宿駅 **→** 浜松駅 名古屋駅

*** *** *** ***

【委託者】
[\(株\)●●バス](#)

【推奨】(P. 7)
運行委託会社のホームページへのリンク

【運行受託者】
[\(株\)▲▲交通](#)

【推奨】(P. 7)
運行受託会社のホームページへのリンク

【運賃】
大人〇〇〇〇円
小人〇〇〇〇円

【必須】(P. 7)
バス停留所の住所・地図等を表示するページへのリンク

空席照会へ

(2) 表示を必須とする事項

① 運行形態

「高速乗合バス（路線バス）」の表示

販売されている商品が「高速乗合バス」であることを利用者が容易に判別できるように、「高速乗合バス（路線バス）」を販売する商品毎に表示する。

② 運行会社

次に掲げる運行形態に応じ、それぞれに定める事項を表示する。

i) 自社運行（管理の受委託の許可を受け乗合バス事業者へ運行委託する場合を含む。）

運行する乗合バス事業者の名称

ii) 貸切委託運行

委託者の名称及び受託者の名称

③ 実車距離

片道の実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、乗合バス事業者が、利用者が乗車可能な区間として設定した起点から終点までの距離をいう。回送距離は含まない。以下同じ。）を表示する。1キロ未満の端数は切り上げる。（例、「450.1km」の場合、表示は「451km」）

④ 所要時間（見込み）

片道の所要時間（利用者の乗車の有無に関わらず、旅行業者又は乗合バス事業者が、利用者が乗車可能な区間として設定した起点から終点までの所要時間。回送時間を含まない。）の見込みがわかるように表示する。

⑤ 運転者

片道の実車距離が400kmを超える運行の場合は、販売する商品毎に、「2名乗務」、「1名乗務」、「途中交替」¹を表示する。

また、例えば、「1名乗務」と表示する場合において、「◇◇SAで休憩し、運転者が1時間仮眠」等の特記事項を付すことを妨げない。

さらに、片道の実車距離が400kmを超える運行であって「1名乗務」により運行する場合には、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用

¹ 「途中交替」に該当する場合とは、途中のSAやPA等に待機している運転者と交替するものとする。

について」（平成14年1月30日国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）の「第21条 過労防止等（6）交替運転者の配置（第6項）」に規定する特別な安全措置を講じている旨の説明を付記又はリンクするよう設定する。

⑥ 任意保険・共済

運行会社（乗合バス事業者又は受託者）が加入している、事業用自動車の運行により生じた利用者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失をてん補することを内容とする損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の限度額をに表示する。（例、「対人賠償無制限」／「対人8,000万円」）

⑦ バス停留所

バス停留所の位置を表示する。

（3）表示を推奨する項目

① 運行会社に関する情報

運行する乗合バス事業者のホームページ又は販売サイトが作成する乗合バス事業者の詳細情報のページがある場合には、当該事業者の名称からリンクするよう設定する。

② 貸切委託運行における委託者及び受託者に関する情報

貸切委託運行を行う高速乗合バスを販売するサイトにおいては、委託者及び受託者のホームページ又は販売サイトが作成する委託者及び受託者の詳細情報のページがある場合には、当該事業者の名称からリンクするよう設定する。

③ 安全性向上のための自主的な取り組み

高速バスの安全性の向上のための自主的な取り組みの概要について次のような内容を表示する。

【事業者選定関係】

貸切委託運行における乗合バス事業者による受託者の選定時における条件及びその適合性の確認方法を表示する。

【車両関係】

車両に自主的に備え付けた装置等がある場合、その内容を表示することが考えられる。

例1. 「運転者仮眠室完備車両」

例2. 「〇〇装備車両」

- ーデジタル式運行記録計
- ードライブレコーダー
- ー居眠り感知装置
- ーふらつき注意喚起装置
- ー車線逸脱警報装置
- ー衝突被害軽減ブレーキ

※記載例の項目に限らず、安全性向上のための自主的な取り組みについては、積極的に表示する。

(4) その他**① インターネット対応の携帯電話用のサイトにおける情報提供**

パソコン用のサイトに限らず、インターネット対応の携帯電話用のサイトにおいても、原則として、同等の情報を提供する。

② 利用者に対する情報提供

利用者が、自分が乗車する便についての情報を乗車の前後を問わず、あるいは、外出先でも確認できるようにする観点から、利用者のメールアドレスに送付する予約確認メールや Web 乗車券等にも、適宜より詳しい情報が掲載されるページにリンクすること等により、Ⅱ. 1. (2) に掲げる事項に関する情報等を閲覧できるようにする。

2. 紙媒体における広告の表示

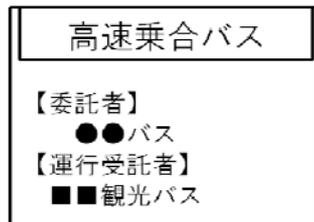
紙媒体についてもⅡ. 1. と同様の内容を表示することとするが、紙幅に限りがあることや短期間での情報の更新が困難であることなどの紙媒体特有の制約があることから、少なくとも利用者にとって「高速乗合バス（路線バス）」であることが容易に認識できるよう措置するとともに、Ⅱ. 1. と同様の内容が掲載されたホームページの紹介を行うこと等により、利用者が適切により詳しい情報を得られるようにする。

【暫定版】

3. 車両における表示

(1) 車外への表示

貸切委託運行により受託者が運行する高速乗合バスについては、日本工業規格A列3番以上のサイズの表示面に、以下の表示内容を大きな字ではっきりと記載し、乗降口付近に旅客の乗降時に見やすいように、夜間でも判読が容易なように掲示する。



(2) 車内での表示・放送

① 車内での表示

片道の実車距離が400kmを超える夜間運行については、利用者が見やすい場所（例、入口付近又は運転者席後ろの防犯仕切り板付近）に、以下の表示事項を掲示するか、又は備え付けることとする。

【表示項目】

- 乗合バス事業者名（貸切委託運行の場合は委託者名）
- 受託者名（貸切委託運行の場合に限る。）
- 運行経路
 - 旅客が乗降車する全てのバス停留所・休憩場所とその発着予定時刻・休憩予定時間を表示。
- 実車距離
- 運転者の配置計画
 - （例、「2名乗務」、「◇◇SAで待機中の運転者と交替」、「交替予定なし（◇◇SAで休憩し、運転者が1時間仮眠）」）
- 車両の初度登録年月（例、「平成20年5月」）
- 事故防止技術の装着状況（例、「居眠り感知装置」、「ふらつき注意喚起装置」、「車線逸脱警報装置」）
- 運行に係る注意書き
 - ドライバーが疲労等により経路上に記載のないサービスエリア等において休憩をとることは道路運送法において認められていることやその結

【暫定版】

果、安全運行のため多少遅れが出る可能性があること等を表示。

② 車内での放送

片道の実車距離が400kmを超える運行については、起点バス停留所等からの出発時に運転者が氏名（交替運転者を含む。）、途中休憩の場所（運転者が仮眠を取る場合はその旨も付言）及び安全運転で運行する旨の車内放送を行うこととする。

（車内放送の例）

● 2名同時乗務の場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私、〇〇と交替運転者の〇〇の2名が安全運転で運行させていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。」

● 途中地点で待機中の運転者と交替する場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私、〇〇が〇〇サービスエリアまでの運転を担当し、〇〇サービスエリアで待機している交替運転者と交替させていただきます。安全運転で運行させていただきますので、どうぞ宜しくお願い致します。」

● ワンマン運行の場合

「本日はご乗車頂きましてありがとうございます。このバスは〇〇経由〇〇行きです。これより、出発致します。この便は、私〇〇が終点まで安全運転で運行させていただきます。途中、〇〇サービスエリアで休憩し、仮眠室で〇時間の仮眠を取らせて頂く予定です。なお、安全運行のため、〇〇サービスエリアの他、途中、運転者が休憩を取ることがございますので、ご理解・ご協力いただけると幸いです。どうぞよろしくお願い致します。」